

1. 件名：三菱原子燃料(株)の令和3年度定期事業者検査報告（終了時）についての面談

2. 日時：令和4年5月23日（月）10時00分～10時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

宮本原子力規制制度研究官、早川上席原子力専門検査官、

永井主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

三菱原子燃料(株)

安全・品質保証部長 他2名

5. 要旨

○三菱原子燃料(株)から、令和3年度定期事業者検査報告（終了時）について、資料に基づいて以下の説明があった。

- ・令和3年度の定期事業者検査は、令和4年2月28日から令和4年5月6日にかけて実施し、同検査の結果は、全て良好であった。
- ・今回の定期事業者検査期間中に発生した不適合事案の事象と概要は以下のとおり。
  - ① 事象：搬送設備の停電保持能力検査における不備  
概要：定期事業者検査に使用した記録は、1年以上前のものを用いていた。
  - ② 事象：放射性液体廃棄設備の液面高検知の警報作動検査における不備  
概要：液位計取付位置の確認にて、適切な計測機器を用いずに測定を行っていた。
  - ③ 事象：局所排気系統ダクトの脱落  
概要：塩ビダクト接合部での損傷により排気系統ダクトの補修を実施した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・令和3年度定期事業者検査の結果は了解した。
- ・定期事業者検査期間中に発生した不適合事案はいずれも検査方法の認識ができていないことに起因するものであり、再発防止のため是正処置を確実に行うこと。
- ・別添2 表1について、次の見直しをすること。
  - － 点検頻度が1年を超えるものは、実施実績、次回の実施時期を明確した記載とすること。
  - － 各項目の記載が同じとなっているものが複数あることから、違いを明確にすること。
  - － 長期施設管理方針を策定し、同方針を踏まえた計画を策定すること。

- 安全機能名称欄の記載は、機器名称と安全機能名称が混在しているので、適切な記載を検討すること。
- ・ 新規基準へ適合が確認され、加工施設が再稼働した後は法令に基づき定期事業者検査を実施することとなる。令和4年度の定期事業者検査については、法令に基づき実施する際には検査開始の3ヶ月前までに定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）を提出すること。

○三菱原子燃料(株)から、承知した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査終了時）

以 上